

福生市議会感染症対応マニュアル

令和4年6月24日 決定

1 趣旨

このマニュアルは、福生市議会における感染症の感染対策及び議員が感染した場合等の取扱いを定めることで、迅速かつ円滑な議会運営を図ることを目的とする。

2 対象及び期間

このマニュアルの対象とする感染症及びその期間については、議会運営委員会で決定する。ただし、議会運営委員会を開催する時間的余裕がないときは、議長が決定することができる。

3 感染予防対策

議員は、次の感染予防対策に努めるものとする。

- (1) 登庁前の検温、健康状態の把握
 - ・風邪の症状等がある場合は登庁しない。
- (2) マスクの着用
- (3) 手洗い、手指消毒の徹底
- (4) 打合せ等での3密(密閉、密集、密接)の回避
 - ・市職員への問合せについては、極力、電話やメールを活用する。
- (5) 黙食の徹底

4 議員が感染した場合等の対応(別紙1参照)

- (1) 感染が疑われる場合の対応
 - ① 感染者との接触や感染が疑われる症状がある場合は登庁しない。
 - ② PCR 検査等の検査を受検した場合は、速やかに議長及び議会事務局へ報告する。
 - ③ PCR 検査等の検査結果が判明した場合は、速やかに議長及び議会事務局へ報告する。
- (2) 議員本人が陽性又は濃厚接触者となった場合の対応
 - ① 保健所及び医師等の指示に従い行動し、速やかに議長及び議会事務局へ報告する。
 - ② PCR 検査等により議員本人の陽性が判明した場合は、他の議員等に必要な情報を提供し、市職員等の公表方法を参考に議員の陽性者数等を公表する。

5 議会運営

(1) 一般質問

一般質問は、議員の住民に対する日常活動や住民の意思を反映した質問が多く、一般質問の果たす役割は重要であることから、極力、一般質問を行えるよう次のとおり対応する。

一般質問の通告	陽性及び濃厚接触等により直接通告ができない場合は、議長の許可により、メール及びビデオ通話等により通告できるものとする。 なお、通告順については、ビデオ通話等により通告内容の確認をした時点での順番とするが、直接通告する議員と通告時期が競合した場合は、直接通告する議員の希望を優先するものとする。
一般質問の実施	陽性及び濃厚接触等により一般質問ができない場合は、議会運営に支障がない場合に限り、議長への申し出及び議会運営委員会の決定により、別日で実施することができるものとする。 《例示》 ・順番を入れ替え本会議(4日目)で実施。 ・順番を入れ替え本会議(最終日)で実施。

(2) 定例会招集前の運営

定例会を招集したとしても議員が参集できず定足数を確保できない等の状況が見込まれる場合は、必要に応じ議会運営委員会を開催し、定例会の年間予定の変更等について協議する。ただし、議会運営委員会を開催することができない場合は、会派代表者会議をオンライン等で開催し協議する。

(3) 定例会及び臨時会(以下「定例会等」という。)招集後等の運営

《本会議の運営》

定足数が確保できるとき	通常どおり本会議を開催する。 ※ただし、定足数を確保しているものの、多数の欠席者が出ている場合は、議会運営委員会を開催し、日程の変更、一般質問の取扱い、議案の即決・付託及び会期の延長など、今後の対応を協議する。
定足数が確保できないとき	① 定例会等初日(開会日) 定例会等は開会できず流会となる。 ⇒議長は出席している議員に対し開会できない旨を述べる。 ⇒議会運営委員会又は会派代表者会議を開催し、臨時会の開催等、今後の対応について協議する。 ※定例会は流会となった場合であっても回数に数えることになる。
	② 定例会等2日目以降(一般質問、議案審議等) 当該会議は開議できず流会となる。 ⇒議長は出席している議員に対し開議できない旨を述べる。 ⇒議会運営委員会又は会派代表者会議を開催し、流会となった会議で行う予定であった案件の対応を含め、翌日以降の日程等について協議する。

	<p>③ <u>定例会等最終日(閉会日)</u></p> <p>当該会議は開議できず流会となる。また、会期延長の議決をしない場合、当該定例会等は自然閉会となる。</p> <p>⇒議会運営委員会又は会派代表者会議を開催し、出席催告、会期延長、臨時会の開催等、今後の対応について協議する。</p>
<p>【正副議長が不在となったときの対応】</p> <p>仮議長が議長の職務を行う。</p> <p>⇒事前に仮議長の選任を議長に委任する手続きをとっておくことで、円滑な運営が可能となる。</p> <p>仮議長の選挙(地方自治法第106条第2項)、仮議長選任の委任(地方自治法第106条第3項)</p>	

《委員会の運営》

定足数が確保できるとき	通常どおり委員会を開催する。
定足数が確保できないとき	<p>委員会は開議できず流会となる。</p> <p>⇒委員長は出席している委員に対し開議できない旨を述べる。</p> <p>⇒委員長は新たな開催日について調整する。</p> <p>⇒会期中に議案等の審査を終えられない委員会がある場合は、会期延長等の対応を検討する。</p>
<p>【正副委員長が不在となったときの対応】</p> <p>年長委員が委員長の職務を行う。</p> <p>(福生市議会委員会条例第12条第2項)</p>	

《協議会の運営》

定足数が確保できるとき	通常どおり協議会を開催する。
定足数が確保できないとき	<p>協議会は開議できず流会となる。</p> <p>⇒議長(委員長)は出席している議員(委員)に対し開議できない旨を述べる。</p> <p>⇒議長(委員長)は新たな開催日について調整する。</p>
<p>【正副議長(正副委員長)が不在となったときの対応】</p> <p>年長議員が議長(委員長)の職務を行う。</p> <p>(福生市議会全員協議会会議規程第2条第4項、福生市議会委員会協議会会議規程第2条第4項)</p>	

(4) 流会となった会議等の会議録作成

議長又は委員長は、名簿等を掲載し、定足数に達せず開会(開議)するに至らなかった旨の会議録を作成する。

6 会議等の感染対策

会議等を開催する場合の感染対策については、次の例を参考に議会運営委員会で決定する。

《本会議、委員会等》

- ・議場及び委員会室の各階に消毒液を設置する。
- ・窓や出入口を開放し換気する。
- ・発言の際も含めマスクを着用する。
- ・飛沫感染防止用パネルを設置する。
- ・密集の回避のため、議事説明員等の出席を最小限とし、理事者側の判断で退室を可能とする。
- ・委員会室については、第1委員会室及び第2委員会室の間仕切りをなくし、つなげて使用することで、議員間等のスペースを確保する。

《傍聴》

- ・マスク着用、手指消毒、検温にご協力いただく。
- ・傍聴席の間隔を空ける。
- ・筆記用具等の消毒を行う。

7 人権等に対する配慮

- (1) 感染者はもとより、その家族及び他の議員等への人権の尊重及び個人情報保護に努める。
- (2) SNS等で個人情報を拡散することのないよう十分注意する。

8 議会事務局の体制

議会事務局職員が感染した場合等の体制については、市が策定している『新型インフルエンザ等感染症発生時における事業継続計画』に基づき対応する。

9 その他

このマニュアルに定めのない事項及び疑義が生じた場合は、議会運営委員会又は会派代表者会議で協議する。ただし、会派代表者会議で協議し実施した事項については、これを議会運営委員会に報告しなければならない。

議員が感染した場合等の対応フロー

当該議員		議長及び事務局		他の議員等
感染者との接触 感染が疑われる症状 ※濃厚接触者となった 場合は速やかに報告。	⇒	内容確認		
(登庁しない)				
①PCR 検査等の受検				
②状況報告	⇒	内容確認		
③PCR 検査等の結果				
④結果報告	⇒	内容確認	⇒	情報提供(陽性のみ) ※人権の尊重及び個人 情報保護に努める。
(保健所等の指示に従 い行動)		⑤公表(陽性のみ) ※議員の個人名は公 表しない。		